

うど東こども園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人清水双葉会
代表者氏名	理事長 増田 俊一
所在地	静岡市清水区南矢部 668-10
電話番号	054-351-2030
法人設立年月日	昭和 53 年 3 月 13 日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営 地域子育て支援拠点事業の経営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。 ② 教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との連携の下に乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を行う。 ③ 乳幼児の家庭や地域との様々な社会資源と連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行なうように努める。

3 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園								
施設の名称	うど東こども園								
開設年月日	平成 22 年 4 月 1 日								
施設の所在地	静岡市清水区吉川 642 番地								
連絡先	電話番号 054-345-3605 F A X 054-374-3632								
事業所番号	23219								
管理者	園長 関 孝一								
利用定員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">満3歳以上の児童【1号】</td> <td style="text-align: right;">0人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の児童【2号】</td> <td style="text-align: right;">76人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の児童【3号】</td> <td style="text-align: right;">32人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の児童【3号】</td> <td style="text-align: right;">12人</td> </tr> </table>	満3歳以上の児童【1号】	0人	満3歳以上の児童【2号】	76人	満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	32人	満1歳未満の児童【3号】	12人
満3歳以上の児童【1号】	0人								
満3歳以上の児童【2号】	76人								
満1歳以上満3歳未満の児童【3号】	32人								
満1歳未満の児童【3号】	12人								
職員数	29人								
嘱託医	ばば小児科 馬場善朗 TEL 054-347-2688 いぬい歯科医院 乾琢真 TEL 054-625-5100 学校薬剤師 三井有夏								

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。特別警報、警戒レベル3、4が発令された場合、また非常変災その他の事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前9時から午後1時
	保育標準時間認定	午前8時から午後7時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1922 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2階建	
	延床面積	888.55 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	津波避難スペース	乳児室	10.34 m ²
	3階への避難階段	ほふく室	30.25 m ²
	避難すべり台	2歳保育室	49.71 m ²
	冷暖房	幼児保育室	243.79 m ²
	大型総合遊具	調理室	41.36 m ²
		子育て支援室	55.20 m ²

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和6年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人		0人	
副園長	1人	保育士 幼稚園教諭	0人	
主幹保育教諭	1人	保育士 幼稚園教諭	0人	
指導保育教諭	0人			
保育教諭	14人	保育士 幼稚園教諭	7人	保育士 幼稚園教諭
栄養士	2人	管理栄養士	0人	栄養士
調理員	0人		2人	調理師
事務員	1人		0人	
用務員	0人		0人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

全体的な計画、歳児毎に年間、月間及び週間計画、日案、個人計画を作成。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、以下のとおりです。

	0歳児	1～2歳児	3～5歳児
7:00	順次登園 合同保育 検温 視診	順次登園 合同保育 検温 視診	順次登園 合同保育 視診
8:30	クラスにて自由遊び	クラスにて自由遊び	自由遊び
9:00	朝の会 午睡 おやつ 授乳 自由遊び（行事、散歩、 沐浴）	朝の会 おやつ 主活動（行事、絵画、 製作、散歩、リズム遊 び、運動遊び）	朝の会 主活動 （行事、クラス活動、 異年齢活動、選択性の 活動）
11:00	離乳食 授乳 （自園調理）	給食（自園調理）	
12:00	午睡	午睡	給食（自園調理） フッ素（4～5歳児） 3～4歳児…午睡 5歳児…活動 （夏季は5歳児も午睡）
15:00	おやつ 自由遊び 順次降園	おやつ 自由遊び 順次降園	おやつ 自由遊び 順次降園
16:30	合同保育	合同保育	合同保育

(3) 食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

(4) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、静岡県乳幼児保険票に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重、年2回胸囲の測定を行います。結果については、出席カードに記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額	
給食費（主食費）	3・4・5歳児	月額	800円
給食費（副食費）	3・4・5歳児	月額	5300円
アルバム代	5歳児	年額	6000円
道具代	1・2歳児	年額	1680円～10000円程度
	3・4・5歳児	年額	2800円～12000円程度
被服費	2・3・4・5歳児	年額	1650円～8000円程度

※幼児教育の無償化に伴い、幼児の保育料は無償となります。

※上記の他、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

(3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分	日額 200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額 200円
	午後6時から午後7時まで	日額 200円
保育標準時間認定	午前7時から午前8時まで	日額 200円

ただし、当分の間は徴収しないこととする。

9 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 児童の保護者が本園の方針に従わないとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うと共に、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。緊急の処置を要しながら保護者に連絡が取れない場合、その緊急の処置は医師の判断を優先します。なお、生命に係る宗教上で禁止されている処置も医師の判断を優先します。

11 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	
保険の種類	保育園賠償責任	保育園児団体傷害保険
保険の内容	1事故につき 10億円	入院 3000円 通院 2000円

12 非常災害時の対策

管轄する警察署	清水警察署 北脇交番
消防計画の作成	提出先：静岡市清水消防署 届出日：平成22年2月 防火管理者：園長 関 孝一
防災設備	自動火災報知設備、火災通報設備、非常照明、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震、津波を想定し、月1回実施
園児の引き渡し	震度5強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し ※警報発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され「特別警報」が発表された場合は、重大な災害の危機が著しく高まっていると判断し、1号・2号・3号認定の子どもに関係なく、自宅待機または臨時休業等となる。

13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置すると共に、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 関孝一
-------------	--------

14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	副園長 松永緑	
苦情解決責任者	園長 関孝一	
第三者委員	田井中正志	連絡先 054-365-5532
	田中嘉代子	連絡先 054-345-4573
	奥山靖司	連絡先 054-349-1472
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

